

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2025年9月30日
【発行者の名称】	三興商事株式会社 (Sankosyoji Co., Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 森藤 恵二
【本店の所在の場所】	静岡県静岡市駿河区中田一丁目5番3号
【電話番号】	054-283-1181
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 山田 志子
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番8号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	03-3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号
【公表されるホームページのアドレス】	三興商事株式会社 https://www.35s.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第53期	第54期	第55期
決算年月	2023年 6 月	2024年 6 月	2025年 6 月
売上高 (千円)	2, 980, 697	3, 181, 964	3, 193, 255
経常利益 (千円)	158, 418	156, 544	227, 757
当期純利益 (千円)	121, 801	115, 583	143, 294
持分法を適用した場合の 投資利益 (千円)	—	—	—
資本金 (千円)	40, 000	40, 000	40, 000
発行済株式総数 (株)	80, 000	240, 000	240, 000
純資産額 (千円)	606, 482	718, 450	857, 098
総資産額 (千円)	1, 709, 665	1, 784, 207	1, 771, 979
1 株当たり純資産額 (円)	2, 527. 01	2, 993. 54	3, 571. 25
1 株当たり配当額 (1 株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)
1 株当たり当期純利益金額 (円)	530. 44	481. 60	597. 06
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	35. 5	40. 3	48. 4
自己資本利益率 (%)	14. 0	17. 4	18. 2
株価収益率 (倍)	—	9. 0	—
配当性向 (%)	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (千円)	178, 750	146, 654	104, 004
投資活動による キャッシュ・フロー (千円)	304, 564	37, 218	82, 166
財務活動による キャッシュ・フロー (千円)	△180, 062	△210, 400	△176, 600
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	630, 227	603, 700	613, 271
従業員数 (名)	37	37	42

- (注) 1. 当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
2. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在しないため記載しておりません。
3. 従業員数は、就業人員数であります。
4. 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
5. 第53期の株価収益率については、当社株式が非上場であるため記載しておりません。第55期は当社株式の売買実績が無く株価を把握できないため記載しておりません。
6. 特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第110条第 5 項の規定に基づき、第53期の財務諸表については、ときわ監査法人の監査を受けております。また、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第 3 項の規定に基づき、第54期及び第55期の財務諸表については、ときわ監査法人の監査を受けております。
7. 2023年11月30日付で普通株式 1 株につき 3 株の分割を行いました。第53期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1 株当たり純資産額及び 1 株当たり当期純利益金額を算定しております。

2 【沿革】

年 月	概 要
1971年 2 月	静岡市追手町（現 静岡市葵区追手町）に三興商事株式会社を設立
1974年10月	静岡県知事許可（般－22）第9280号 一般建設業許可取得
1979年 4 月	静岡県沼津市に沼津営業所を開設
1980年 9 月	現在地に本社を移転（本社ビル(静岡営業所)竣工）
1983年 7 月	浜松市和田町（現 浜松市中央区和田町）に浜松営業所を開設
1990年 5 月	浜松市天竜川町（現 浜松市中央区天竜川町）に浜松営業所を移転（浜松ビル竣工）
1993年 3 月	静岡県沼津市内に沼津営業所を移転（沼津ビル竣工）
2015年 7 月	横浜市港北区新横浜に横浜営業所を開設
2015年 9 月	国土交通大臣許可（般－2）第25919号 一般建設業許可取得
2017年 7 月	さいたま市北区東大成町にさいたま営業所を開設
2020年 7 月	名古屋市昭和区阿由知通に名古屋営業所を開設
2022年10月	株式会社J-FUN 8（注）1. による株式取得により、同社の子会社となる
2023年 1 月	株式会社J-FUN 8（吸収合併消滅会社）を吸収合併の方式により合併
2024年 2 月	東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに株式を上場

（注） 1. 株式会社J-FUN 8は、日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合により設立された、当社の株式取得を目的とする特別目的会社であります。

2. ファンド出資受入れの経緯

会長の嶋尻行雅が、当社の更なる成長のために必要と考えていた人材確保及び営業エリア拡大のための拠点増設の戦略を模索していたところ、ハンズオン型の投資ファンドである株式会社日本投資ファンドの提案を受け、同社の特別目的会社である株式会社J-FUN 8に既存株主の株式を移動させたものであります。

株式会社日本投資ファンドから非常勤取締役4名の派遣を受けております。派遣役員に期待しておりました、人材採用、人材教育については、既に、採用の増加や次の経営層を育てるためのサクセッションプランの推進など具体的な成果が表れております。第55期末の従業員数は、第52期の28名から、14名増加し42名となっており、新規拠点の設置に向けた体制が構築されつつあります。事業戦略や内部統制の助言も受けており、当初期待した以上の役割を果たしていただいていると評価しております。

3【事業の内容】

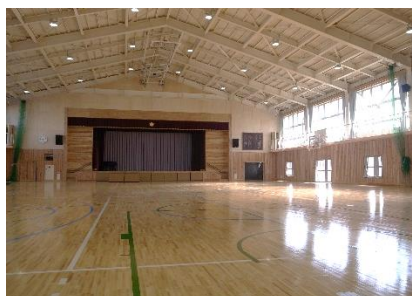
当社の事業セグメントは建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は省略しております。

当社は、建設業法に定める全29工種のうち16工種（建築工事、左官工事、石工事、タイル・れんが・ブロック工事、鉄筋工事、ガラス工事、防水工事、熱絶縁工事、大工工事、とび・土工工事、屋根工事、鋼構造物工事、板金工事、塗装工事、内装仕上工事、建具工事）について一般建設業の国土交通大臣許可を受けており、元請事業者であるゼネコンから、工事の一部を受注し、施工を行っております。許可を受けた16工種のうち、タイル・れんが・ブロック工事、屋根工事、板金工事の施工を主な内容として事業活動を展開しております。工事作業については、協力会社に委託しており、当社は施工管理を行っております。

建設業界において、下請事業者は、発注者となる元請事業者に対して営業活動を行うのが一般的ですが、当社では、川上にあたる設計事務所に対してアプローチする戦略に注力しております。

当社は長年にわたる施工実績により多種多様な建材の特性（耐久性、施工性、防音性、耐熱性、価格等）のノウハウを蓄積しており、設計事務所から該当建材に対して技術的な信頼を得ています。設計事務所への定期的な訪問により、設計段階から物件情報を獲得して意図を汲み取り、スムーズな施工までを勘案したコンサルティング提案をすることで「設計折込（設計段階でコンサルティング提案した建材や工法が取り入れられること）」や「複合折込（屋根、外壁等の複数の設計折込を行うこと）」が当社の強みとなっております。

建材の提案から納入～施工までをワンストップで担うことで、設計事務所だけでなく、元請事業者にも高い付加価値を提供することができ、ひいては施主の希望が実現できることで信頼を得て、顧客基盤の拡大につながっています。



鋼製床下地及び床工事



木製学校間仕切り工事



外壁押出成形セメント板工事



木アルミ複合カーテンウォール工事



外壁押出成形セメント板工事



金属屋根工事

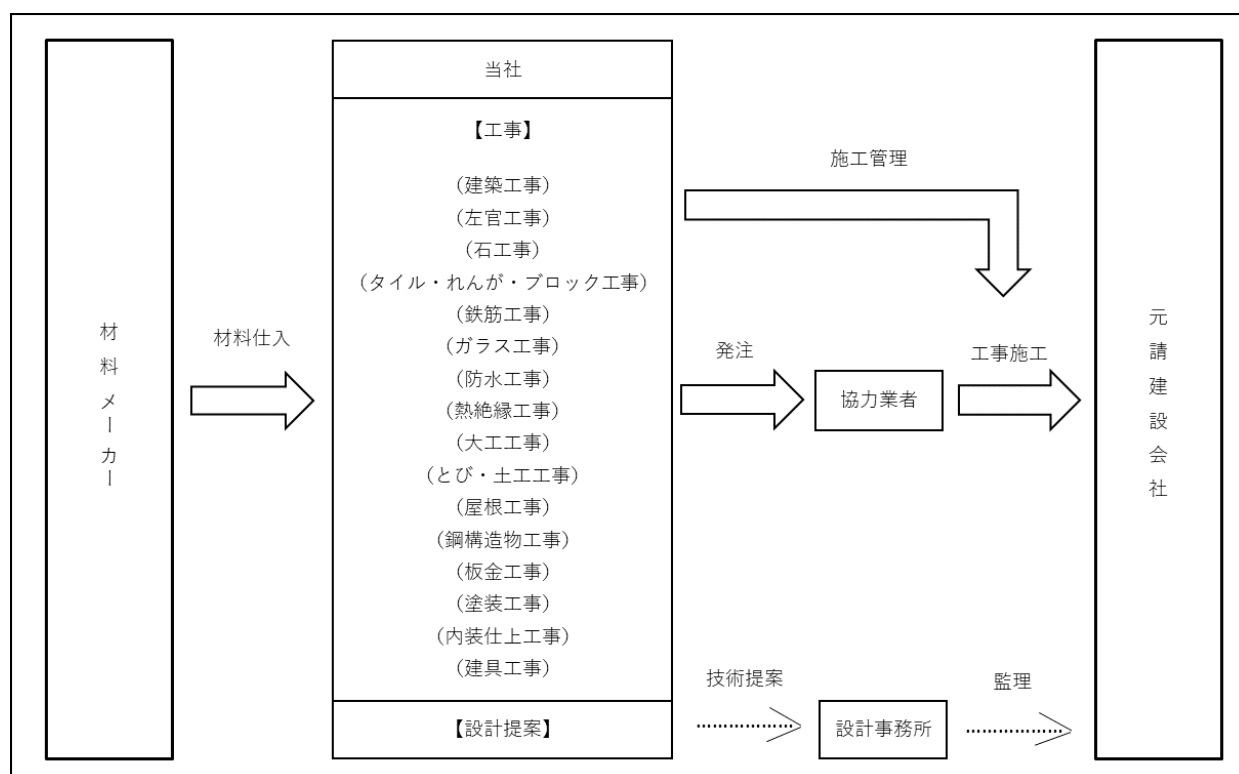


木大断面工事



外壁押出成形セメント板工事

(事業系統図)



※設計折込に係る技術提案については、対価は発生しません。建材や工法の技術提案が設計事務所に採用された場合、設計図書に提案内容が折込まれます。折込まれた部分について、施工能力、建材調達力を有する当社が元請建設会社から受注できる可能性が高まります。

4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 発行者の状況

2025年6月30日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
42	41.4	6.5	5,316

- (注) 1. 従業員数は、就業人員数であります。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社は建設事業の単一セグメントのため、セグメント別の記載は省略しております。

(2) 労働組合の状況

当社では労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度における我が国経済は、雇用・所得環境の改善やインバウンド需要が支えとなり、緩やかな景気の回復が継続しました。一方で、米国の通商政策の影響による世界経済の不透明感や、物価上昇の継続が個人に及ぼす影響など、留意すべき景気の下振れ要因が依然として存在する状況にあります。

当社の属する建設業界においては、公共事業投資は堅調に推移し、民間設備投資においても持ち直しの動きが見られたものの、建設資材価格の高止まりや労務需給の逼迫などにより厳しい経営環境が続きました。

こうした状況の中、当社は将来を見据えた体制強化の一環として新たに若手社員を増員し、教育体制の強化も実施いたしました。また、近年取り組んでいる土工工事(杭)においても堅調に推移し、事業の多様化と収益基盤の強化を実現しております。

これらの結果、売上高は3,193,255千円(前期比0.4%増)、営業利益は215,098千円(同39.7%増)、経常利益は227,757千円(同45.5%増)、当期純利益は143,294千円(同24.0%増)となりました。なお、当社は建設事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) キャッシュ・フローの状況

当事業年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は613,271千円(前期末比9,570千円増)となりました。各キャッシュ・フローの状況と主な要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は104,004千円(前期は146,654千円の獲得)となりました。これは主に、税引前当期純利益の計上241,877千円及び棚卸資産の増加226,543千円、未成工事受入金の増加135,095千円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果獲得した資金は82,166千円(前期は37,218千円の獲得)となりました。これは主に、保険積立金の解約による収入27,170千円や敷金及び保証金の回収による収入43,409千円があったことによるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は176,600千円(前期は210,400千円の使用)となりました。これは長期借入金の返済による支出176,600千円があったことによるものです。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は生産活動を行っておりませんので、該当事項はありません。

(2) 受注実績

当事業年度における受注実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	受注高（千円）	前期比（％）	受注残高（千円）	前期比（％）
建設事業	3,779,398	△8.2	3,045,269	19.2

(3) 販売実績

当事業年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。

事業部門の名称	販売高（千円）	前期比（％）
建設事業	3,193,255	0.4

（注）主な相手先の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については、その割合が100分の10以上に該当する相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 会社の経営戦略

当社では、急速に変わる時代や地域の市場の変化に柔軟に対応すべく、「ニーズを的確に捉え、時代・地域に即した時流への適応戦略を常に考える」を経営戦略と捉えております。

(2) 人材の確保及び育成

当社にとって最大の財産は当社の保有する技術力、経験、ノウハウを担っていく社員であり、継続的に企業価値を向上していくためにも優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。人材を十分かつ適時に確保するために、採用活動を強化し人材の獲得に向けて積極的に活動する方針であります。加えて、働き方改革の遵守を徹底し、労働環境の向上や有給休暇取得の促進、福利厚生充実、定期的な社内研修の実施、資格取得補助等の教育制度の充実にも努めてまいります。強い営業力と建材の特性や工法等における優れた知見を重ね備えた「頭脳集団になる経営」を実践すべく、営業・工事に関わる社員の建築施工管理技士の資格取得を促進していきます。

(3) 内部管理体制の強化

当社は、企業価値の向上と永続的な成長を続けることを目標に掲げております。そのためにはリスク管理や業務運営管理をはじめとする内部管理体制の強化が益々重要な課題であると認識しております。全社的にコーポレート・ガバナンスの理解・周知を進め、機能強化・体制強化を図ってまいります。

(4) 中長期的な会社の経営戦略

当社は進出した地域に密着した営業体制と強固な財務体質を基礎とした環境変化に柔軟に対応できる経営体制を確立するために、次の事項に注力してまいります。

①経営基盤の強化

フラットな組織体制による迅速な意思決定と地域に密着した営業戦略を確実に実行してまいります。新たな取引先の開拓、新建材の発掘（地域の建物用途に合わせた商流開発、価格競争に負けない商流開発）を取り入れ、建築関連業界において独自の強みを持つ企業を目指します。

②人材の強化・協力会社の人材確保

業務の多様化・高度化に対応できる人材の育成を行っていくため、計画的なジョブローテーションによるOJTの強化、ジョブ型雇用等を取り入れてまいります。また、協力会社の人材確保として安全大会の実施を図り、職種間の連携・協力体制、多能工を育成し工事力を高め、工事体制の強化を図ってまいります。

③新規エリアへの進出

当社は、長らく営業エリアを静岡県内に限定していましたが、県内の工事量が伸び悩む中で、人口が多く工事量の増加が見込めるエリアへの進出に舵を切っております。2015年の横浜営業所開設以降、3か所の営業所の新設を行っております。

今後も、必要な人材の確保を進めつつ、予定地域のフィジビリティスタディを行い、適切であると判断できた場合は、営業所の新設を行っていく方針であります。

現在の営業所は次のとおりです。

2025年6月30日現在

	営業所名	営業所住所	開設日
東日本事業部	沼津営業所	静岡県沼津市岡宮948-9	1979年4月
	横浜営業所	神奈川県横浜市港北区新横浜2-12-2 明友ビル6階	2015年7月
	さいたま営業所	埼玉県さいたま市北区東大成町2-263-4 北原ビル5階	2017年7月
西日本事業部	静岡営業所（本包含）	静岡県静岡市駿河区中田1-5-3	1971年2月
	浜松営業所	静岡県浜松市中央区天竜川町1036	1983年7月
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中区昭和区阿由知通4-13 朝日生命名古屋東ビル2階	2020年7月

④財務体質の強化とリスクマネジメントの強化

収益力の向上と保有資産の有効活用により財務体質の強化を図るとともに、損失の回避・低減を図るためにリスクマネジメントを強化してまいります。

4【事業等のリスク】

当社の事業及び業績に重要な影響を与える可能性がある事項を記載しております。当社はこれらのリスク発生の可能性を確認した上で発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は本項及び本項以外の記載内容も併せて、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は本発行者情報公表日現在において当社が判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

(1) 法的規制について

当社は、事業活動を行うにあたり、建設業法に基づく一般建設業の許可を受けておりますが、当該許可に関しては、許可要件（建設業法第7条）の欠格事由及び欠格要件（建設業法第8条）が定められております。現時点ではこれらに該当することはありませんが、将来何らかの理由により営業の停止や当該許可の取り消しなどの行政処分が科される可能性があります。また、将来、法改正が行われ、許可の基準が変更される可能性があります。これらの事態となった場合には、一定規模以上の工事の受注ができなくなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

なお、本発行者情報公表日における当社の許認可登録は、以下のとおりです。

許認可登録名	許可を受けた建設業	許可番号	有効期限
一般建設業許可	・建築工事業・左官工事業・石工事業 ・タイル・れんが・ブロック工事業 ・鉄筋工事業・ガラス工事業・防水工事業 ・熱絶縁工事業・大工工事業 ・とび・土工工事業・屋根工事業 ・鋼構造物工事業・板金工事業 ・塗装工事業・内装仕上工事業 ・建具工事業	国土交通大臣許可 (般－7) 第25919号	自 2025年9月9日 至 2030年9月8日

(2) 建設市場の動向

国内外の景気後退により民間設備投資が縮小した場合、財政健全化のため公共投資が抑制された場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は競争力が高い事業領域の成長を加速させるとともに、需要の多い工種へのシフトにも取り組んでおります。

(3) 建設資材価格の変動

建設資材価格高騰により、建材等の購入価格が受注時の想定価格を上回ることとなった場合は、工事採算が悪化し当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は調達先との取引関係を強化し、常に市場の最新情報を入手することで資材価格高騰等の影響を最小限に抑えられるよう努めております。

(4) 工事の瑕疵

工事品質の管理には万全を期しておりますが、瑕疵担保責任及び施工不良による損害賠償が発生した場合には当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は施工検査により定期的に品質上の課題を確認し、そこで抽出された課題への対応状況について継続的なモニタリングを行い、竣工までの間、不適合の発生防止に努めております。

(5) 業績の季節変動

当社の工事売上は、3月を中心に下半期に集中する傾向があります。このため、上半期は人件費や地代家賃等をはじめとする固定費の売上高に対する比率が高まることから利益率が悪化することになります。工事の平準化に努めておりますが、施主の意向に沿って工事を進めるため当社単独での対応策には限界があります。当社では、このような状況を利用して、下半期は施工にリソースを集中し、上半期は営業に注力する体制で対応しております。

(6) 取引先の信用リスク

建設工事は契約から竣工引渡しまで長期にわたり、一件当たりの請負額が大きく、支払条件によっては工事代金の回収に期間を要することがあります。また、工事を予定通り進めるためには、建材メーカーや協力会社などの取引先の役務提供が欠かせません。万一、施主、元請建設会社等の取引先や関係先に信用不安が生じ、工事代金の回収不能や支払条件の変更等が生じた場合若しくは建材メーカーをはじめとする協力会社が信用不安に陥り工事の進行に影響を受ける場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。当社は、取引先の信用調査の実施や日々の情報収集等により与信管理を徹底することで、信用リスクの低減に努めております。

(7) 従業員の確保

建設業界においては、新規就労者が少なく、労働者の減少及び高齢化が問題になっています。当社では、人材会社の活用、リファラル採用、新卒者採用のための学校訪問など採用活動を強化するとともに、応募者のニーズに応えるべくジョブ型雇用の導入、有給休暇の取得促進や労働時間の短縮などの働き方改革を推進しつつ、個人の適正能力の伸長に応じた教育体系で多様なニーズに対応した人材の育成や担い手確保の強化を行っております。しかしながら、これらの施策が有効に機能しない場合は、採用が想定通り進まず、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 協力会社の確保について

当社は施工管理に特化しており、実際の施工作業は協力会社に委託しております。従業員の確保と同様に協力会社においても従業者の確保が難しい状況が続いています。協力会社に対して継続的な発注を行うことで関係を強化するとともに、従業者の多能工化、現場での作業負担の軽減などの対策を講じております。しかしながら、協力会社の確保や育成が計画通りに進まない場合は、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(9) 自然災害・感染症等におけるリスク

当社の事業活動拠点においては地震や台風、河川の氾濫、近隣地域の大規模火災等の自然災害が発生した場合、物的及び人的に甚大な被害を受けると共に事業活動に著しい支障をきたす可能性があります。また、新型コロナウイルスのような新たな感染症による影響も懸念されます。

当社では、営業エリアの拡大により、自然災害の影響軽減を目指していますが、影響を回避することはできないこと、感染症対策については1企業としては限界があることから、自然災害や新型の感染症等が発生した場合、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(10) 労働災害におけるリスク

当社で取扱う建材は屋根、外壁など建築物の主要部材となるものであります。これらの建材は、一般に工場で作製され、工事現場に運ばれます。現場で荷下ろしされた以降は、現場での施工作業に移ります。大型の重量物が多いことから、施工工程では危険作業があり、労働災害発生の可能性があります。対応策として、施工管理担当者による継続的な安全パトロール・協力業者を交えた工程会議・安全大会活動で現場施工作業にかかわる者すべてを対象とした安全教育を実施しております。しかし、万一、重大な労災事故を起こした場合は事故等による人身損害だけでなく、信用失墜等の経営に直結するリスクが高くなり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 情報セキュリティにおけるリスク

事業活動を通して、取引先の情報や営業情報及び技術情報等を直接的又は間接的に取り扱う場合があります。また、当社や協力会社従業員の個人情報を取得しております。当社はこれら機密情報に対し、情報セキュリティ管理規程を整備し、ネット・データベースへのアクセス管理やセキュリティシステムの導入等の対策を講じるとともに従業員への周知徹底を行っております。

しかしながら、このような対策にも関わらず情報漏洩が生じた場合又は外部からの不正アクセス等の対象になった場合には、信用が低下し、当社の財政状況及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 固定資産の減損について

当社は、本社や営業所の建物、土地をはじめとする固定資産を保有しております。固定資産の財務諸表計上額については、当該資産から得られる将来のキャッシュ・フローの見積に基づく残存価額の回収可能性を定期的に評価しております。しかしながら、競合その他の理由により事業収益性が低下し、当該資産が十分なキャッシュ・フローを創出できないと判断される場合、固定資産の減損の認識が必要となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(13) 内部管理体制の強化について

当社は、小規模な組織となっており、内部管理体制もそれに応じたものとなっています。今後の事業拡大に応じて、業務の効率性、財務報告の信頼性、法令遵守体制の強化など内部管理体制を一層強化していく必要があります。特に、管理部門の人員の増強やそれぞれのスキルアップに取り組んでいく方針であります。しかしながら、当社の求める人材が確保できない場合には、事業拡大の制約となり、当社の財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(14) 大株主がファンドであること等について

当社は、本書提出日現在、株式会社日本投資ファンドが無限責任組合員である日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合の出資（発行済株式の70.0%）に加え、取締役4名の派遣を受けております。

同ファンドの満期は2028年2月であり、保有する当社株式の保有・処分方針によっては、当社株式の流動性及び株価形成に影響を及ぼす可能性があります。

また、同ファンドの判断により、当社の取締役会の決議内容及び役員の選任・解任、他社の子会社化・合併などの組織再編等、株主総会決議の結果に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) 株主間契約について

当社の株主である嶋尻行雅、森藤恵二、鈴木利明（以下「経営株主」という。）及び日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合（以下、「ファンド」という。）は、当社の株式の取扱い等について、2023年11月14日付で以下の内容の株主間契約を締結しております。本契約は、当社の更なる成長と企業価値向上のために、当社の運営並びに当社株式の保有及び処分等に関して定めたものであります。

本契約においては、株式の売買等に関連して、多くの制限が課されていることから、株式の流通性が低下する可能性があります。また、共同売却など契約当事者がその有する請求権を行使した場合、株主構成が大幅に変更されることになり、経営体制が大きく変動する可能性があります。

①株主間契約の概要

a 株式売却の制限

経営株主は、ファンドの書面による事前の承諾がない限り、その保有する当社株式の売却、贈与、担保設定その他の処分をすることはできないこととしております。

b ファンドの共同売却請求権

ファンドは第三者（以下「買主候補者」という。）に対し、ファンドの保有する当社株式を譲渡する場合、経営株主が保有するすべての当社株式を買主候補者に譲渡することを請求することができ、経営株主は請求に従う義務を負うこととしております。

c 共同売付請求権

ファンドは第三者に対し、ファンドの保有する当社株式を譲渡する場合で上記bの請求がない場合、経営株主は共同又は単独で買主候補者に購入するよう請求することができることとしております。

上記請求がなされた場合、ファンドが自ら購入することができることとしております。

d 売却請求権

経営株主のいずれかに以下の各号の事由が生じた場合、ファンドは当該事由が生じた者に対し、その所有する当社株式の全部又は一部をファンド又はファンドの指定した者に売却することを請求することができ、請求を受けた者は従う義務を負うこととしております。

- ・ 契約のいずれかの規定に違反した場合
- ・ 犯罪その他不正行為に関与した場合
- ・ 反社会的勢力に該当した場合又は反社会的勢力を当社の経営活動に関与させ、若しくは自ら又は関係者をして資金提供その他の行為を行うことを通じて、反社会的勢力の維持、運営に協力若しくは関与し、又は反社会的勢力と交流を持った場合
- ・ 破産手続き開始、民事再生手続き開始その他の倒産手続きの開始決定を受けた場合
- ・ ファンドによる承認を得ずに、当社の取締役を辞任した場合
- ・ 法令又は定款若しくは社内規定に違反したことを理由に、当社の取締役を解任された場合
- ・ 経営株主が、委任契約の重大な義務に違反した場合

②株主間契約の契約期間

契約の終了の条件として、以下の事項を定めています。

- ・ 本契約の一方の当事者が本契約の条項に重大な違反をし、当該違反が10営業日以内に解消しないか、又は解消が困難であって、契約の継続が合理的に困難となった場合
- ・ 当社株式をTOKYO PRO Market以外の株式市場に上場した場合
- ・ 契約当事者の何れかが当社株式を一切所有しなくなった場合（この場合、契約を終了する対象は該当する者に限りす）

(16) 委任契約について

当社及びファンドは、当社の経営を経営株主に委任することに関し、委任契約を締結しております。本契約における事前承諾事項が何らかの理由で認められない場合、当社の事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

委任契約の概要

a 経営株主の辞任及び再任

経営株主は、当社及びファンドによる事前の書面による承諾なくして、委任契約満了までに辞任せず、再任の承諾を拒否しないものとしています。但し、健康上の重大な問題など職務を継続できない客観的に合理的な事由がある場合はこの限りではありません。また、契約期間中は当社及びファンドの書面による承諾を得ずに、他の会社その他の団体の役職につき、自ら事業を行い、その他第三者のために役務を提供しないものとしています。

本契約満了前に、取締役としての任期が満了した経営株主については、当社及びファンドは、取締役として再任するものとし、解任しないこととしています。（下記の解除事由に該当する場合を除く）

b 委任契約の解除事由

以下の事由に該当することとなった場合、経営株主は当社及びファンドに通知することにより契約を解除することができることとしております。

- ・ファンドが当社株式を一切保有しなくなった場合
- ・当社及びファンドが本契約の何れかの条項に違反した場合において、合理的な期間を定めた催告を受けても、当該違反が是正されない場合

以下の事由に該当することとなった場合、ファンドは経営株主に通知することにより契約を解除することができることとしております。

- ・経営株主が本契約の何れかの条項に違反した場合において、合理的な期間を定めた催告を受けても、当該違反が是正されない場合
- ・経営株主が、反社会的勢力の構成員及びこれらに準ずると合理的に判断できるものとなった場合
- ・反社会的勢力との間に直接・間接を問わず、資本・資金上の関係を有していること若しくは維持、運営に協力若しくは関与していることが判明した場合
- ・経営株主が死亡した場合
- ・経営株主が当社の取締役及び顧問としての地位をすべて喪失した場合
- ・重度の身体障害その他の事由により、経営株主が当社の取締役としての業務が遂行できない、又は、遂行するに不適格であるとファンドが判断した場合
- ・当社の業績又は財務状態が著しく悪化したと合理的に認められる場合
- ・経営株主が第三者より差押え、仮差押え、仮処分、強制執行等を受けた場合

(17) 担当J-Adviserとの契約について

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所より認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査および株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、又は契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り1か月)を定めてその義務の履行又は違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行又は違反の是正がなされなかったときは、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意又は相手方に対する1か月以上前の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行又は違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無しでJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

①債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかったとき。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

- a 次の(a)から(c)に定める書面
 - (a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証明する書面
 - (b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）を行う場合

当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
 - (c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面
 - b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面
- ② 銀行取引の停止
- 当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合
- ③ 破産手続、再生手続又は更生手続
- 当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと当社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまで掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
 - b 当社が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合

当社から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）
 - c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日
- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。
- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。
 - (a) 当社が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 当社が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
 - b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。
 - (a) TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
 - c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。
- ⑤ 事業活動の停止
- 当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと当社が認めた場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。
- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日
 - (a) TOKYO PRO Marketの上場株券等
 - (b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

- b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）
- c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日
- ⑥ 不適当な合併等
当社が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又は i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合
- ⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損
第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社又は当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認めるとき
- ⑧ 発行情報等の提出遅延
当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合
- ⑨ 虚偽記載又は不適正意見等
次の a 又は b に該当する場合
a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合
- ⑩ 法令違反及び上場契約違反等
当社が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合
- ⑪ 株式事務代行機関への委託
当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合
- ⑫ 株式の譲渡制限
当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合
- ⑬ 完全子会社化
当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合
- ⑭ 指定振替機関における取扱い
当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合
- ⑮ 株主の権利の不当な制限
当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。
a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。）
b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入
c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認めるときは、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定
f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定

g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯ 全部取得

当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰ 株式等売渡請求による取得

特別支配株主が当社の当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合

⑱ 株式併合

当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合

⑲ 反社会的勢力の関与

当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当社が認めるとき

⑳ その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、同社若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

このほか、株主総会の特別決議を経て、当社が東京証券取引所へ「上場廃止申請書」を提出した場合にも上場廃止となります。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる上記の事象は発生しておりません。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本発行者情報公表日現在において当社が判断したものです。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。

この財務諸表の作成にあたりまして、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

(資産の部)

総資産は1,771,979千円（前事業年度末比12,228千円減）となりました。流動資産につきましては、1,252,662千円（同40,486千円増）となりました。これは主に、未成工事支出金の増加226,564千円及び受取手形・完成工事未収入金の減少149,246千円によるものです。固定資産につきましては、519,316千円（同52,714千円減）となりました。これは主に、投資その他の資産に含まれる積立保証金の減少43,017千円によるものです。

(負債の部)

負債合計は914,880千円（同150,876千円減）となりました。流動負債につきましては、747,576千円（同33,618千円減）となりました。これは主に、未成工事受入金の増加135,095千円及び工事未払金の減少99,672千円、電子記録債務の減少67,192千円によるものです。固定負債につきましては、167,304千円（同117,257千円減）となりました。これは主に、長期借入金の減少129,800千円によるものです。

(純資産の部)

純資産は857,098千円（同138,648千円増）となりました。これは主に、当期純利益の計上額143,294千円により利益剰余金が増加したことによるものです。

(3) 経営成績の分析

「1 【業績等の概要】 (1) 業績」をご参照ください。

(4) キャッシュ・フローの状況の分析

「1 【業績等の概要】 (2) キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

重要な設備の投資・除却又は売却はありません。

2【主要な設備の状況】

当社における主要な設備は、以下のとおりであります。

2025年6月30日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）					従業員数 (名)
		建物及び 構築物	工具器具備品	土地 (面積㎡)	ソフトウェア	合計	
本社（静岡営業所含） （静岡市駿河区）	建物 （本社兼事務所）	30,312	4,428	40,502 (301)	1,891	77,135	9
沼津営業所 （静岡県沼津市）	建物 （事務所）	17,531	1,635	199,242 (922)	—	218,409	7
浜松営業所 （浜松市中央区）	建物 （事務所）	10,823	1,106	93,100 (810)	—	105,029	11
横浜営業所 （横浜市港北区）	建物 （事務所）	430	424	—	—	854	7
さいたま営業所 （さいたま市北区）	建物 （事務所）	0	424	—	—	424	3
名古屋営業所 （名古屋市昭和区）	建物 （事務所）	—	424	—	—	424	5

（注）1．従業員数は就業人員数であります。

2．主な賃借設備として以下のものがあります。

事業所名（所在地）	設備の内容	年間賃借料（千円）
横浜営業所（横浜市港北区）	事務所	5,956
さいたま営業所（さいたま市北区）	事務所	2,400
名古屋営業所（名古屋市昭和区）	事務所	1,841

3【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	事業年度末現在発行数(株) (2025年6月30日)	公表日現在発行数(株) (2025年9月30日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	960,000	720,000	240,000	240,000	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	単元株式数は100株であります。
計	960,000	720,000	240,000	240,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2023年11月30日(注)	160,000	240,000	—	40,000	—	—

(注) 株式分割(1:3)によるものであります。

(6)【所有者別状況】

2025年6月30日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	－	－	－	2	－	－	3	5	－
所有株式数 （単元）	－	－	－	1,681	－	－	719	2,400	－
所有株式数 の割合（％）	－	－	－	70.0	－	－	30.0	100.0	－

(7) 【大株主の状況】

2025年6月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に 対する所有株式 数の割合 (%)
日本投資ファンド第1号 投資事業有限責任組合	東京都千代田区丸の内1-8-2 鉄鋼ビルディング22階	168,000	70.00
嶋尻 行雅	静岡県静岡市葵区	28,700	11.95
森藤 恵二	静岡県沼津市	24,000	10.00
鈴木 利明	静岡県磐田市	19,200	8.00
株式会社アイクス	静岡県静岡市駿河区池田3875-92	100	0.04
計	—	240,000	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年6月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 240,000	2,400	—
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	240,000	—	—
総株主の議決権	—	2,400	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置づけており、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、期末配当による年1回を基本方針としております。配当の決定機関は、株主総会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針に則り総合的に判断した結果、将来の営業拠点の増設等の投資に備えた内部留保の充実に重点を置くことが株主に対する最大の利益還元につながると考え、配当は実施しておりません。

なお、当社は取締役会の決議によって、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第53期	第54期	第55期
決算年月	2023年6月	2024年6月	2025年6月
最高(円)	—	4,330	—
最低(円)	—	4,330	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2. 当社株式は、2024年2月26日付で、東京証券取引所 TOKYO PRO Market へ上場したため、それ以前の株価について該当事項はありません。

3. 第55期において、売買実績はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年1月	2025年2月	2025年3月	2025年4月	2025年5月	2025年6月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所 TOKYO PRO Marketにおけるものです。

2. 直近6ヶ月間において売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性8名 女性1名 （役員のうち女性の比率11.1%）

役名	職名	氏名	生年月日	略歴		任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	会長	嶋 尻 行 雅	1959年 6月10日	1978年4月 1986年4月 2001年8月 2012年6月 2024年7月	日本国有鉄道静岡鉄道管理局入社 当社 入社 当社 取締役 当社 代表取締役社長 当社 代表取締役会長（現任）	(注) 1	(注) 5	28,700
代表取締役	社長	森 藤 恵 二	1961年 6月18日	1979年4月 1980年8月 2005年8月 2012年9月 2024年7月	(株)丸渡 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 専務取締役 当社 代表取締役社長（現任）	(注) 1	(注) 5	24,000
取締役	専務	鈴 木 利 明	1964年 9月27日	1983年4月 1988年4月 2017年8月 2020年7月 2024年7月	丸明建設(株) 入社 当社 入社 当社 取締役 当社 常務取締役 当社 専務取締役（現任）	(注) 1	(注) 5	19,200
取締役	管理 部長	山 田 志 子	1974年 12月26日	1993年4月 2002年4月 2014年5月 2021年7月	(株)平喜 入社 (株)マークス 入社 当社 入社 当社 取締役管理部長（現任）	(注) 1	(注) 5	—
取締役	—	加 納 恒 典	1961年 11月29日	1985年4月 2013年6月 2017年3月 2017年4月 2018年1月 2022年10月 2022年12月 2023年12月 2024年7月 2025年5月 2025年6月 2025年6月	日本合同ファイナンス(株) 入社 同社 取締役 同社 経営理事 (株)日本M&Aセンター 入社 (株)日本投資ファンド 専務取締役 当社 社外取締役（現任） (株)ニチベイパーツ 取締役（現任） (株)ファーマネス 取締役（現任） (株)石川保安商会 取締役（現任） (株)桜井グラフィックシステムズ 取締役（現任） (株)テクノスター 取締役（現任） (株)日本投資ファンド 会長（現任）	(注) 1、3	—	—
取締役	—	岡 崎 俊 亮	1971年 1月19日	1994年4月 2005年7月 2018年4月 2021年10月 2022年10月 2022年12月 2022年12月 2023年4月 2024年11月 2025年2月 2025年6月	日本合同ファイナンス(株) 入社 大和証券SMBC(株) 入社 (株)日本投資ファンド 執行役員（現任） (株)アイジュール 取締役（現任） 当社 社外取締役（現任） (株)フードトラックカンパニー 取締役 (株)ニチベイパーツ 取締役（現任） (株)フードトラックカンパニー 代表取締役 (株)ビューマインド 取締役（現任） (株)フードトラックカンパニー 取締役 （現任） (株)テクノスター 取締役（現任）	(注) 1、3	—	—

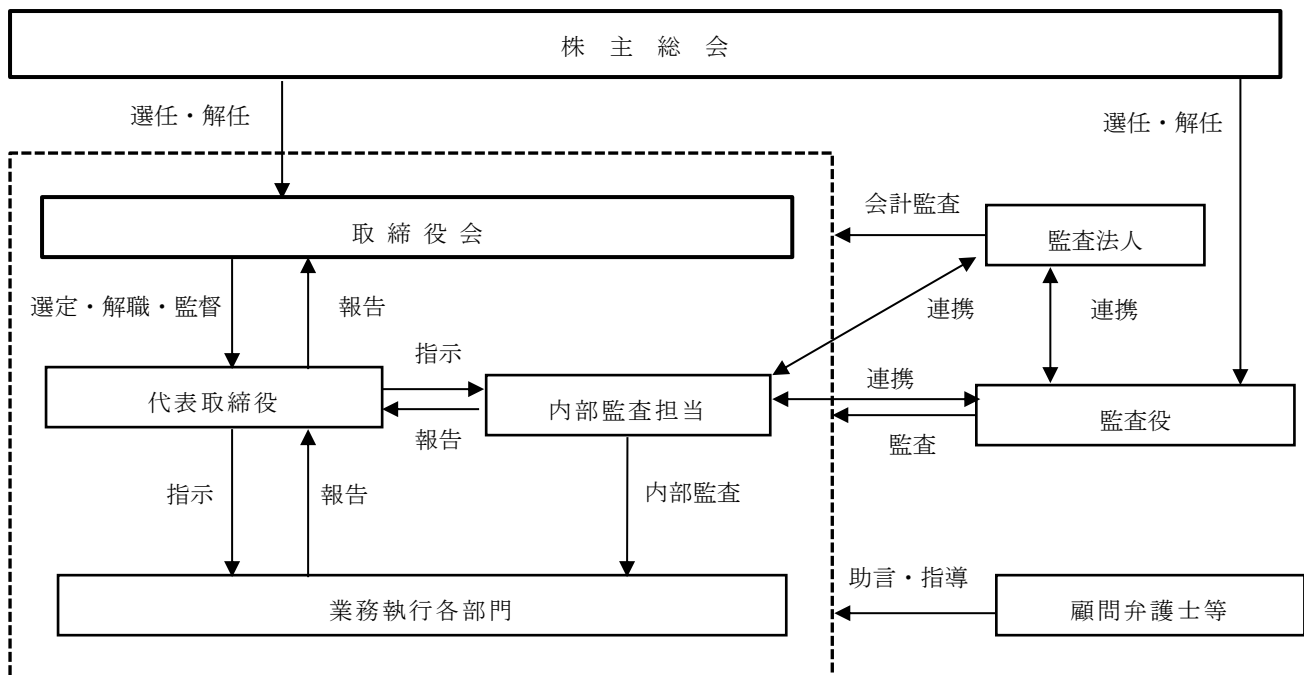
取締役	—	貝瀬 和人	1974年 4月17日	1997年4月 2007年4月 2009年11月 2013年2月 2013年11月 2021年5月 2021年10月 2022年10月 2022年12月 2023年12月 2024年9月 2025年5月 2025年5月 2025年5月 2025年6月	日本合同ファイナンス㈱ 入社 マッキンゼーアンドカンパニーイン クジャパン 入社 ㈱企業再生支援機構 入社 ㈱LIXILグループ 入社 日本電産㈱ 入社 ㈱日本投資ファンド 執行役員 ㈱アイジュール 取締役（現任） 当社 社外取締役（現任） ㈱ニチベイパーツ 取締役（現任） ㈱ファーネス 取締役（現任） ㈱石川保安商会 取締役（現任） ㈱桜井グラフィックシステムズ 取締役（現任） ㈱PIZZAREVO 取締役（現任） ㈱日本投資ファンド 常務執行役員 （現任） ㈱テクノスター 取締役（現任）	(注) 1、3	—	—
取締役	—	渋谷 慧佑	1991年 2月22日	2014年4月 2016年3月 2022年6月 2022年10月 2023年11月	三光ソフランホールディングス㈱ 入社 ㈱リクルートキャリア 入社 ㈱日本投資ファンド 入社（現任） 当社 社外取締役（現任） ㈱PIZZAREVO 取締役（現任）	(注) 1、3	—	—
監査役	—	佐久間 文英	1966年 3月12日	1988年4月 2003年4月 2016年6月 2022年9月	㈱中部相互銀行 入社 ㈱エス・ティー・シー 入社 同社 取締役 当社 社外監査役（現任）	(注) 2、4	(注) 5	—
計								71,900

- (注) 1. 取締役の任期は、2026年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
2. 監査役の任期は、2027年6月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
3. 取締役加納恒典氏、取締役岡崎俊亮氏、取締役貝瀬和人氏、取締役渋谷慧佑氏は、社外取締役であります。
4. 監査役佐久間文英氏は、社外監査役であります。
5. 2025年6月期における役員報酬の総額は、78,542千円であります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

会社の機関の内容



① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、コーポレート・ガバナンスを経営の重要課題と位置づけ、経営の効率化、執行機能の強化、コンプライアンス体制の充実を図るべく各種施策に取り組んでおります。現在の株主総会、取締役会、内部監査等の機能強化を行いつつ、迅速かつ正確な情報開示を実施し、株主をはじめとするステークホルダーへの経営の透明性を確保しながら、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組んでまいります。

イ. 取締役会

当社の取締役会は、8名の取締役で構成されております。取締役会は、経営の最高意思決定機関として、迅速かつ的確で合理的な意思決定を行うとともに、経営の妥当性、効率性及び公正性等について適宜検討し、法令、定款及び取締役会規程で定めた事項、並びに重要な業務に関する事項の決議を行うほか、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。毎月1回定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。

ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されています。監査役は、取締役会その他の重要な会議に出席して適宜必要な意見を述べるとともに、取締役の職務執行を監査しております。社外監査役の佐久間文英と当社には人的、資本的關係その他特別の利害関係はありません。

ハ. 会計監査

当社はときどき監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年6月期において監査を執行した公認会計士は浦田潤一氏、河俣貴之氏2名であり、当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名であります。なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

② 内部統制システムの整備の状況

当社は、取締役会規程、業務分掌規程等の規程に基づいて業務を合理的に分担することで、特定の組織ならびに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めております。また、企業の成長と存続を維持していくためには、すべての取締役・使用人が法令遵守のもと、高い倫理観をもって行動することが必要不可欠であることから、コンプライアンス管理規程を定め、啓蒙活動を行っております。

③ 社外取締役及び社外監査役との関係について

当社では社外取締役4名、社外監査役1名を選任しております。社外取締役4名は、すべて支配株主である日本投資ファンド第1号投資事業有限責任組合の運営会社である株式会社日本投資ファンドから派遣されており、他の投資先での取締役の兼務など企業統治に係る豊富な知見を有していることから、当社の企業経営やコーポレート・ガバナンスの強化に寄与するものと判断し社外取締役として選任しております。

社外監査役は、金融機関における業務経験及び企業経営経験を活かした適正な監査を期待し、より独立した立場から監査の実効性を確保するため社外監査役として適任であると判断し選任しております。

社外監査役と当社の間には特別な利害関係を有しておらず、一般株主との利益相反の恐れはありません。

なお、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的に経営監視機能が十分に発揮されるよう、これまでの経験や取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

④ 内部監査及び監査役の状況

内部監査は、代表取締役社長の直轄機能として、被監査部門からの独立性を確保しながら、営業・管理両面から、業務運営上のリスクにフォーカスした監査を実施しております。年度の初めに、その年度の監査計画を立案し、それに基づき監査を実施したうえ、報告書を取りまとめ、社長に報告するプロセスを経ます。そのうえで、社長名による改善指示書を被監査部門へ交付し、フィードバックを行います。さらに被監査部門では、それに基づき改善を進め、改善状況について代表取締役社長宛に報告します。

一方、監査役監査では、コーポレート・ガバナンス体制の実効性維持・向上のため、取締役に対する監視・監督を行い、必要に応じて、各種の報告請求や調査を行うことにより、経営層の牽制を行っております。

監査役、内部監査担当者及び監査法人は、定期的に、また必要に応じて随時会合を開催しております。各々の監査計画、監査結果等に関して適宜情報交換を行い、相互に連携を深め意見交換を行うことで、効果的かつ効率的な監査を実施するように努めております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引はありませんが、取引が発生する場合は、当該取引条件を一般の取引条件と比較検討を行い決定し、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。

関連当事者取引については取締役会の承認を必要としており、関連当事者取引を取締役会が適時適切に把握し、少数株主の利益を毀損する取引を排除する体制を構築しております。

⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	賞与	
取締役（社外取締役を除く）	71,544	61,444	10,100	4
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—
社外役員	6,997	5,997	1,000	1

(注) 1. 当社には、使用人兼務役員はおりません。

2. 役員ごとの報酬等の総額につきましては、1億円以上を支給している役員は存在しないため、記載を省略しております。

3. 取締役の報酬限度額は、2023年9月12日開催の第53回定時株主総会において年額200百万円以内と決議されております。

4. 監査役の報酬限度額は、2023年9月12日開催の第53回定時株主総会において年額20百万円以内と決議されております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は15名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うことを目的として、会社法第309条第2項に定める特別決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めています。

⑪ 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年12月31日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑫ 自己株式の取得

当社は、自己株式の取得について、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑬ 役員の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役及び監査役の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

⑭ 役員の責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役であるものを除く）及び監査役との間に、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合には任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第425条第1項に規定される最低責任限度額であります。

⑮ 特定投資株式の保有状況

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （千円）	貸借対照表計上額 （千円）		
元旦ビューティ工業㈱	—	8,858	建材取引関係の強化	無
	—	14,041		

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近事業年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	8,600	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、当社事業規模の観点から監査日数等を総合的に勘案し、監査役の同意を得て決定しております。

第6【経理の状況】

1 財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（1963年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）第2条の規定に基づき、同規則及び「建設業法施行規則」（1949年建設省令第14号）により作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当社の当事業年度（2024年7月1日から2025年6月30日まで）の財務諸表について、ときわ監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 6 月 30 日)	当事業年度 (2025年 6 月 30 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	603,700	613,271
受取手形・完成工事未収入金	※ 1, 2, 5 325,567	※ 1, 2 176,321
電子記録債権	※ 1, 5 92,218	※ 1 74,050
未成工事支出金	151,861	378,426
前渡金	—	555
前払費用	1,021	268
その他	41,053	11,639
貸倒引当金	△3,248	△1,870
流動資産合計	1,212,175	1,252,662
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	※ 3, 4 63,297	※ 3 59,365
工具器具備品	※ 3 6,556	※ 3 10,443
土地	※ 4 332,845	332,845
有形固定資産合計	402,700	402,654
無形固定資産		
ソフトウェア	2,972	1,891
その他	1,788	1,788
無形固定資産合計	4,760	3,680
投資その他の資産		
投資有価証券	34,097	20,058
出資金	425	121
破産更生債権等	6,226	6,226
繰延税金資産	—	8,578
保険積立金	76,789	73,822
その他	53,258	10,401
貸倒引当金	△6,226	△6,226
投資その他資産合計	164,570	112,981
固定資産合計	572,031	519,316
資産合計	1,784,207	1,771,979

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年 6 月 30 日)	当事業年度 (2025年 6 月 30 日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1,000	—
工事未払金	330,696	231,023
電子記録債務	262,266	195,074
1 年内返済予定の長期借入金	※ 4 46,800	—
未払金	7,360	7,200
未払費用	22,873	23,074
未払法人税等	554	71,152
未成工事受入金	79,396	214,492
預り金	7,684	5,557
その他	22,564	—
流動負債合計	781,195	747,576
固定負債		
長期借入金	※ 4 129,800	—
繰延税金負債	1,287	—
役員退職慰労引当金	152,010	165,840
預り保証金	1,464	1,464
固定負債合計	284,561	167,304
負債合計	1,065,757	914,880
純資産の部		
株主資本		
資本金	40,000	40,000
利益剰余金		
利益準備金	8,761	8,761
その他利益剰余金		
別途積立金	470,000	470,000
繰越利益剰余金	195,004	338,299
利益剰余金合計	673,766	817,061
株主資本合計	713,766	857,061
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	4,684	37
評価・換算差額等合計	4,684	37
純資産合計	718,450	857,098
負債・純資産合計	1,784,207	1,771,979

② 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
売上高		
完成工事高	3,181,964	3,193,255
売上高合計	3,181,964	3,193,255
売上原価		
完成工事原価	2,599,893	2,550,118
売上原価合計	2,599,893	2,550,118
売上総利益		
完成工事総利益	582,071	643,137
売上総利益合計	582,071	643,137
販売費及び一般管理費	※ 1 428,078	※ 1 428,038
営業利益	153,992	215,098
営業外収益		
受取利息	503	687
受取配当金	358	220
仕入割引	6,705	9,737
受取賃貸料	9,132	6,269
雑収入	2,507	2,719
営業外収益合計	19,207	19,634
営業外費用		
支払利息	3,059	2,289
賃貸収入原価	3,837	3,757
上場関連費用	8,000	—
雑損失	1,757	928
営業外費用合計	16,655	6,975
経常利益	156,544	227,757
特別利益		
投資有価証券売却益	—	11,480
保険解約益	21,006	2,639
特別利益合計	21,006	14,120
特別損失		
減損損失	※ 2 1,925	—
特別損失合計	1,925	—
税引前当期純利益	175,625	241,877
法人税、住民税及び事業税	48,788	106,070
法人税等調整額	11,253	△7,487
法人税等合計	60,042	98,583
当期純利益	115,583	143,294

【完成工事原価報告書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)		当事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)	
		金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
材料費		1,276,910	49.1	1,143,380	44.8
労務費		95,713	3.7	90,653	3.6
外注費		1,214,405	46.7	1,302,598	51.1
経費		12,863	0.5	13,485	0.5
合計		2,599,893	100.0	2,550,118	100.0

(注) 原価計算の方法は、個別原価計算であります。

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	40,000	8,761	470,000	79,421	558,182	598,182
当期変動額						
当期純利益				115,583	115,583	115,583
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	115,583	115,583	115,583
当期末残高	40,000	8,761	470,000	195,004	673,766	713,766

	評価・換算 差額等	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	8,299	8,299	606,482
当期変動額			
当期純利益			115,583
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△3,615	△3,615	△3,615
当期変動額合計	△3,615	△3,615	111,968
当期末残高	4,684	4,684	718,450

当事業年度（自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	利益剰余金			利益剰余金 合計	
		利益準備金	その他利益剰余金			
			別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	40,000	8,761	470,000	195,004	673,766	713,766
当期変動額						
当期純利益				143,294	143,294	143,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当期変動額合計	－	－	－	143,294	143,294	143,294
当期末残高	40,000	8,761	470,000	338,299	817,061	857,061

	評価・換算 差額等	評価・換算 差額等合計	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金		
当期首残高	4,684	4,684	718,450
当期変動額			
当期純利益			143,294
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△4,646	△4,646	△4,646
当期変動額合計	△4,646	△4,646	138,648
当期末残高	37	37	857,098

④【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	175,625	241,877
減価償却費	8,710	8,424
減損損失	1,925	—
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	487	△1,377
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	12,990	13,830
受取利息及び受取配当金	△861	△908
支払利息	3,059	2,289
投資有価証券売却損益 (△は益)	—	△11,480
保険解約益	△21,006	△2,639
上場関連費用	8,000	—
売上債権の増減額 (△は増加)	△149,794	167,414
棚卸資産の増減額 (△は増加)	20,522	△226,543
仕入債務の増減額 (△は減少)	194,168	△167,865
未成工事受入金の増減額 (△は減少)	39,772	135,095
未払消費税等の増減額 (△は減少)	16,037	△22,564
その他	7,950	△8,177
小計	317,587	127,375
利息及び配当金の受取額	861	565
利息の支払額	△3,059	△2,289
法人税等の支払額	△168,735	△21,647
営業活動によるキャッシュ・フロー	146,654	104,004
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△1,300	△7,001
無形固定資産の取得による支出	△2,259	—
投資有価証券の取得による支出	△529	△80
投資有価証券の売却による収入	—	18,764
定期預金の払戻による収入	3,001	—
保険積立金の解約による収入	37,101	27,170
敷金及び保証金の差入れによる支出	△106	△942
敷金及び保証金の回収による収入	—	43,409
その他	1,312	845
投資活動によるキャッシュ・フロー	37,218	82,166
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	200,000	—
長期借入金返済による支出	△402,400	△176,600
上場関連費用の支出	△8,000	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△210,400	△176,600
現金及び現金同等物の増減額	△26,527	9,570
現金及び現金同等物の期首残高	630,227	603,700
現金及び現金同等物の期末残高	※ 603,700	※ 613,271

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物 (建物附属設備を除く) 並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 10年～50年

工具器具備品 5年～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

完成工事高及び完成工事原価の計上基準

工事契約については、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事を除き、履行義務の充足に係る進捗度を見積り、当該進捗度に基づき一定の期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りは、工事原価総額に対する発生原価の割合に基づき算定しております。契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には代替的な取扱いを適用し、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した固定資産の額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	402,700	402,654
無形固定資産	4,760	3,680

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

①当事業年度の財務諸表に計上した金額の算出方法

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を、各営業所としております。

業績の悪化が認められる営業所から独立したキャッシュ・フローが得られないことが見込まれているなど、減損の兆候があると判断した場合、当該営業所から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額の比較により、減損損失を認識するかどうかの検討をしております。

②主要な仮定

当社では、取締役会で承認した年間予算をベースに、その構成要素である営業所固有の事情を勘案し、割引前将来キャッシュ・フローを見積もっております。

③翌事業年度の財務諸表に与える影響

上述の見積りには不確実性があり、事業計画や市場環境の変化により、見積りの前提とした条件に変更が生じた場合、翌事業年度以降の財務諸表に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年6月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(貸借対照表関係)

※1 顧客との契約から生じた債権

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
受取手形	39,858千円	5,431千円
完成工事未収入金	238,355千円	131,194千円
電子記録債権	92,218千円	74,050千円

※2 受取手形・完成工事未収入金に含まれる契約資産の金額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
契約資産	47,353千円	39,695千円

※3 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
建物及び構築物	350,509千円	354,711千円
工具器具備品	21,840千円	21,537千円

※4 担保提供資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
建物及び構築物	62,833千円	－千円
土地	332,845千円	－千円
計	395,679千円	－千円

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
1年内返済予定の長期借入金	46,800千円	－千円
長期借入金	129,800千円	－千円
計	176,600千円	－千円

※5 期末日満期手形

期末日満期手形の会計処理については、手形交換日をもって決済処理をしております。なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形が前事業年度の期末残高に含まれております。

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
受取手形	2,700千円	－千円
電子記録債権	6,455千円	－千円

(損益計算書関係)

※1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度52.7%、当事業年度50.5%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度47.3%、当事業年度49.5%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
役員報酬	80,272千円	78,542千円
給料手当	133,091千円	127,642千円
貸倒引当金繰入額	487千円	△1,377千円
役員退職慰労引当金繰入額	12,990千円	13,830千円
減価償却費	6,835千円	6,599千円

※2 減損損失

前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

場所	用途	種類	減損損失
愛知県名古屋市中	営業所	工具器具備品	1,925千円

当社は、減損損失を認識するにあたり、独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位を各営業所としております。また、全社的なキャッシュ・フローの生成に寄与する本社の建物等については共用資産としております。

当事業年度において、営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる見込みである営業所について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローに基づく使用価値がマイナスであるため零円で評価しております。

当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	80,000	160,000	—	240,000
合 計	80,000	160,000	—	240,000

(変動事由の概要)

2023年11月30日付で1株を3株に分割いたしました。これにより株式数は160,000株増加し、発行済株式総数は240,000株となっております。

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数	増加	減少	当事業年度末 株式数
普通株式(株)	240,000	—	—	240,000
合 計	240,000	—	—	240,000

2. 自己株式の種類及び総数に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

(キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に記載されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
現金及び預金	603,700千円	613,271千円
現金及び現金同等物	603,700千円	613,271千円

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に関する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形・完成工事未収入金及び電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先の株式及び債券であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形、工事未払金及び電子記録債務は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

営業債務は、支払期日にその支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

債権管理について定めた社内ルールに従い、営業債権について各営業所における営業担当者が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券について、定期的に市場価格及び発行体の財務状況等を把握しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前事業年度（2024年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	34,097	34,097	—
(2) 破産更生債権等	6,226		
貸倒引当金（※2）	△6,226		
	—	—	—
資産計	34,097	34,097	—
長期借入金（1年以内含む）	176,600	176,600	—
負債計	176,600	176,600	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「支払手形」、「工事未払金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「未成工事受入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

当事業年度（2025年6月30日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 投資有価証券	20,058	20,058	—
(2) 破産更生債権等	6,226		
貸倒引当金（※2）	△6,226		
	—	—	—
資産計	20,058	20,058	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形・完成工事未収入金」、「電子記録債権」、「工事未払金」、「電子記録債務」、「未払法人税等」、「未成工事受入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）破産更生債権等に対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2024年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	603,700	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	325,567	—	—	—
電子記録債権	92,218	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（債券）	—	20,056	—	—
合計	1,021,487	20,056	—	—

当事業年度（2025年6月30日）

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	613,271	—	—	—
受取手形・完成工事未収入金	176,321	—	—	—
電子記録債権	74,050	—	—	—
投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの（債券）	—	20,058	—	—
合計	863,643	20,058	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時間の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価で貸借対照表に計上している金融商品

前事業年度（2024年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	14,041	—	—	14,041
債券	—	20,056	—	20,056
破産更生債権等	—	6,226	—	6,226
貸倒引当金	—	△6,226	—	△6,226
	—	—	—	—
資産計	14,041	20,056	—	34,097

当事業年度（2025年6月30日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
債券	—	20,058	—	20,058
破産更生債権等	—	6,226	—	6,226
貸倒引当金	—	△6,226	—	△6,226
	—	—	—	—
資産計	—	20,058	—	20,058

(2) 時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前事業年度(2024年6月30日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金(1年以内返済予定を含む)	—	176,600	—	176,600
負債計	—	176,600	—	176,600

当事業年度(2025年6月30日)

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式及び債券は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している債券は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

破産更生債権等

担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は決算日における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられ、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前事業年度(2024年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	14,041	7,014	7,027
	(2) 債券	20,056	20,000	56
	小計	34,097	27,014	7,083
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		34,097	27,014	7,083

当事業年度(2025年6月30日)

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	債券	20,058	20,000	58
	小計	20,058	20,000	58
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	債券	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		20,058	20,000	58

2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

区分	売却額(千円)	売却益の合計額(千円)	売却損の合計額(千円)
株式	18,764	11,480	—
合計	18,764	11,480	—

3. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

当事業年度において、その他有価証券について減損処理は行っておりません。

なお、減損処理にあたっては、期末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には全て減損処理を行い、30～50%程度下落した場合には、回収可能性等を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定拠出型の制度として、確定拠出年金制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。

2. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度6,788千円、当事業年度7,409千円であります。

(税効果関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	1,320	1,319
役員退職慰労引当金	51,485	57,579
未払事業税	—	6,233
その他	2,665	8,809
繰延税金資産小計	55,471	73,942
評価性引当額	△53,178	△65,343
繰延税金資産合計	2,292	8,598
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	2,399	20
未収還付事業税	1,181	—
繰延税金負債合計	3,580	20
繰延税金資産の純額	—	8,578
繰延税金負債の純額	1,287	—

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

(単位：%)

	前事業年度 (2024年6月30日)	当事業年度 (2025年6月30日)
法定実効税率	—	33.9
(調整)		
住民税均等割等	—	0.4
交際費等永久に損金に算入されない項目	—	0.5
軽減税率適用による影響	—	△0.3
評価性引当額の増減	—	2.3
修正申告による影響	—	4.1
その他	—	△0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	40.8

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を33.87%から34.72%に変更し計算しております。

なお、法人税等の税率の変更による影響は軽微であります。

(賃貸等不動産関係)

当社では、静岡県内に賃貸用のオフィスビル（土地を含む。）及び賃貸住宅を有しております。なお、賃貸用のオフィスビルの一部については、当社が使用しているため、賃貸等不動産として使用される部分を含む不動産としております。前事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸用損益は5,294千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸用損益は2,512千円（賃貸収益は営業外収益に、主な賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2023年 7 月 1 日 至 2024年 6 月30日)	当事業年度 (自 2024年 7 月 1 日 至 2025年 6 月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	142,963	141,089
期中増減額	△1,874	△1,825
期末残高	141,089	139,263
期末時価	107,680	105,855

(注) 1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 期末の時価は、主として固定資産税評価額等の指標を用いて合理的に算定したものであります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、建設事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。なお、従来、顧客との契約から生じる収益を分解した情報を7つに区分しておりましたが、「土工工事」にかかる収益額の重要性が増したため、当事業年度より「土工工事」を加え8つの区分に変更しております。この変更に伴い、前事業年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報も変更後の区分で記載しております。

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

(単位：千円)

	屋根 工事	タイル・ れんが・ ブロック 工事	板金 工事	鋼構造物 工事	建具 工事	内装 工事	土工 工事	その他 工事	合計
顧客との契約 から生じる収益	690,046	641,649	301,508	457,339	345,316	436,046	113,980	196,080	3,181,964
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	690,046	641,649	301,508	457,339	345,316	436,046	113,980	196,080	3,181,964

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

(単位：千円)

	屋根 工事	タイル・ れんが・ ブロック 工事	板金 工事	鋼構造物 工事	建具 工事	内装 工事	土工 工事	その他 工事	合計
顧客との契約 から生じる収益	798,685	702,321	419,183	253,492	299,351	307,665	265,517	147,039	3,193,255
その他の収益	—	—	—	—	—	—	—	—	—
外部顧客への 売上高	798,685	702,321	419,183	253,492	299,351	307,665	265,517	147,039	3,193,255

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点については、「(重要な会計方針) 5. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

また、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	257,284	370,432	370,432	210,676
契約資産	10,707	47,353	47,353	39,695
契約負債	39,624	79,396	79,396	214,492

契約資産は、顧客との請負工事契約について履行義務の充足に係る進捗度に基づき認識した収益額のうち未請求の対価に対する当社の権利に関するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられるものであります。

契約負債は、主に、一定期間にわたり収益を認識する工事契約について、個々の契約毎に定めた支払条件に基づき顧客から受け取った未成工事受入金に関するものであります。なお、契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。当事業年度の契約負債が増加した主な理由は、工事請負契約に基づき顧客から受け取った前受金による増加であります。

過去の期間に充足（又は部分的に充足）した履行義務から、当事業年度に認識した収益の額に重要性はありません。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予定される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。また、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社は、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

当社は、建設事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）
該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前事業年度（自 2023年7月1日 至 2024年6月30日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

当事業年度（自 2024年7月1日 至 2025年6月30日）

1. 関連当事者との取引
該当事項はありません。
2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり純資産額	2,993円54銭	3,571円25銭
1株当たり当期純利益金額	481円60銭	597円06銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 2023年11月30日付で普通株式1株につき3株の分割を行いました。前事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益金額を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	前事業年度 (自 2023年7月1日 至 2024年6月30日)	当事業年度 (自 2024年7月1日 至 2025年6月30日)
1株当たり当期純利益金額		
当期純利益 (千円)	115,583	143,294
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る当期純利益 (千円)	115,583	143,294
普通株式の期中平均株式数 (株)	240,000	240,000

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

⑤ 【附属明細表】

【有価証券明細表】

【債券】

銘柄	券面総額（千円）	貸借対照表計上額（千円）
パークレイズ円建日経平均連動債E	20,000	20,058
計	20,000	20,058

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （千円）	当期償却額 （千円）	当期末残高 （千円）	減価償却 累計額 （千円）
有形固定資産						
建物及び構築物	63,297	270	—	4,202	59,365	354,711
工具器具備品	6,556	7,028	0	3,141	10,443	21,537
土地	332,845	—	—	—	332,845	—
有形固定資産計	402,700	7,298	0	7,344	402,654	376,249
無形固定資産						
ソフトウェア	2,972	—	—	1,080	1,891	—
その他	1,788	—	—	—	1,788	—
無形固定資産計	4,760	—	—	1,080	3,680	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期末残高 （千円）	平均利率 （％）	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	46,800	—	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	129,800	—	—	—
合計	176,600	—	—	—

【引当金明細表】

区分	当期首残高 （千円）	当期増加額 （千円）	当期減少額 （目的使用） （千円）	当期減少額 （その他） （千円）	当期末残高 （千円）
貸倒引当金	9,474	1,870	—	3,248	8,096
役員退職慰労引当金	152,010	13,830	—	—	165,840

（注）貸倒引当金当期減少額のその他は、洗替による戻入額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

① 現金及び預金

区分	金額（千円）
現金	1,631
預金	
普通預金	611,640
合計	613,271

② 受取手形
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
中豆建設株式会社	2,250
株式会社栄組	1,200
大河原建設株式会社	1,080
株式会社前田工務店	901
合計	5,431

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年7月	2,250
2025年8月	3,181
合計	5,431

③ 完成工事未収入金
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
堀建設株式会社	22,550
株式会社水野組	19,965
元旦ビューティ工業株式会社	19,869
鹿島建設株式会社	15,451
常盤工業株式会社	15,400
その他	77,654
合計	170,890

滞留状況

計上時期	金額（千円）
2025年6月期 計上額	170,890
合計	170,890

④ 電子記録債権
相手先別内訳

相手先	金額（千円）
元旦ビューティ工業株式会社	19,934
丸明建設株式会社	15,620
西松建設株式会社	13,150
株式会社水野組	8,170
平井工業株式会社	7,100
その他	10,076
合計	74,050

期日別内訳

期日別	金額（千円）
2025年7月	38,462
2025年8月	21,071
2025年9月	8,536
2025年10月	5,980
合計	74,050

⑤ 未成工事支出金

当期首残高 (千円)	当期支出額 (千円)	完成工事原価への振替額 (千円)	当期末残高 (千円)
151,861	2,776,682	2,550,118	378,426

当期末残高の内訳は次のとおりであります。

材料費	256,626	千円
労務費	13,185	
外注費	106,652	
経費	1,961	
計	378,426	

⑥ 工事未払金

相手先	金額 (千円)
高島株式会社	66,780
岩谷テクノ株式会社	48,475
元旦ビューティ工業株式会社	30,807
株式会社日東	10,900
三和シャッター工業株式会社	9,834
その他	64,226
合計	231,023

⑦ 電子記録債務

相手先別内訳

相手先	金額 (千円)
元旦ビューティ工業株式会社	53,180
岩谷テクノ株式会社	30,280
三和シャッター工業株式会社	26,900
株式会社染野製作所	16,300
株式会社ニュースト	12,300
その他	56,114
合計	195,074

期日別内訳

期日別	金額 (千円)
2025年7月	52,080
2025年8月	45,644
2025年9月	44,730
2025年10月	52,618
8合計	195,074

⑧ 未成工事受入金

相手先	金額 (千円)
須山建設株式会社	27,681
株式会社大石組	20,240
白井建設株式会社	17,657
所沢資材株式会社	16,533
ジェイテクノ株式会社	16,500
その他	115,880
合計	214,492

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年7月1日から翌年6月30日まで
定時株主総会	毎事業年度末日から3カ月以内
基準日	毎年6月30日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日、12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、 日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 当社の公告掲載URLは次のとおりです。 https://www.35s.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部【特別情報】

第 1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2025年9月30日

三興商事株式会社
取締役会 御 中

と き わ 監 査 法 人

静岡県静岡市

代表社員 公認会計士 浦田 潤一
業務執行社員

代表社員 公認会計士 河俣 貴之
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている三興商事株式会社の2024年7月1日から2025年6月30日までの第55期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三興商事株式会社の2025年6月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準まで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上